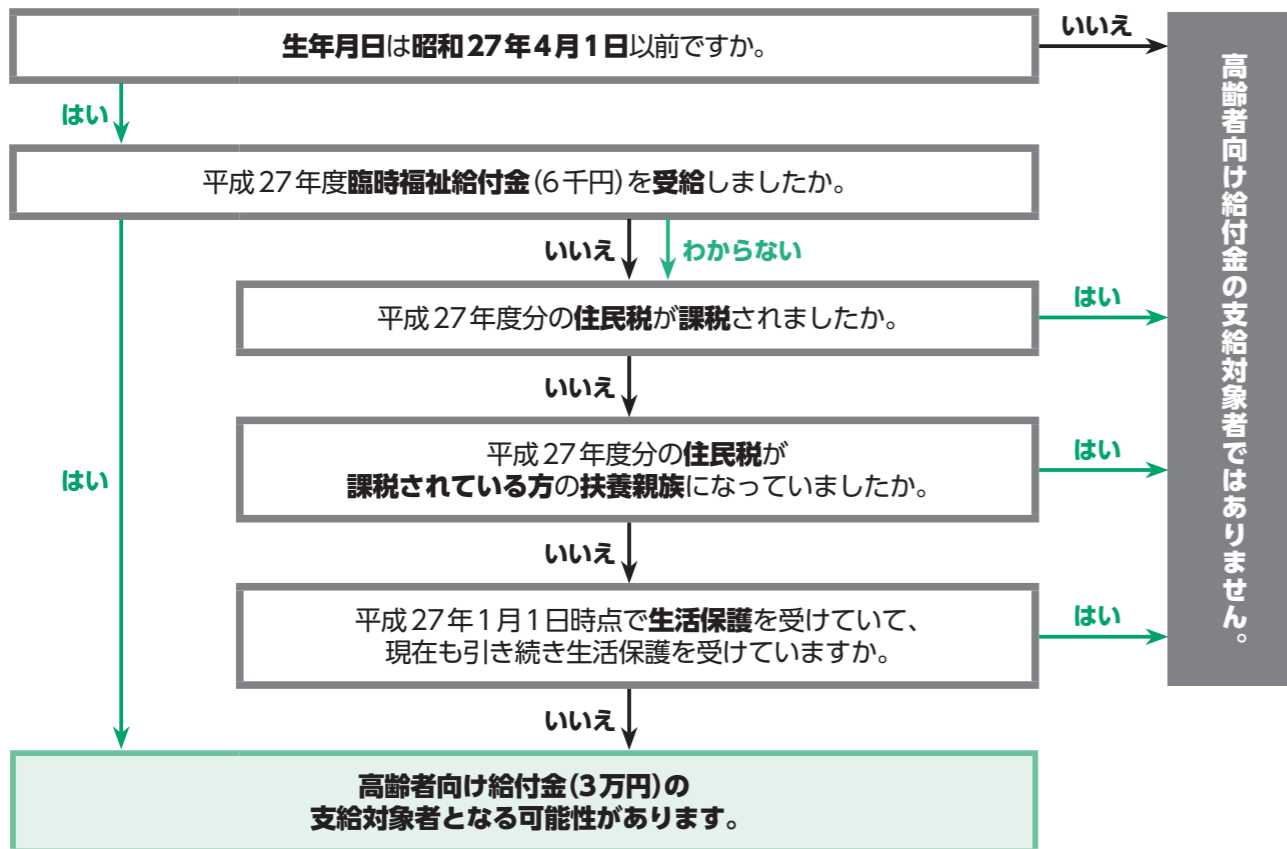


社会・援護局

テーマ 高齢者向け給付金

のお知らせ

図表3 高齢者向け給付金の支給対象者診断チャート



支給要件と申請方法

「一億総活躍社会の実現に向け、賃金引上げの恩恵が及びにくい所得の少ない高齢者の方への支援」「高齢者世帯の所得全体の引上げ」「平成28年前半の個人消費の下支え」を目的として、高齢者向け給付金(年金生活者等支援臨時福祉給付金)を支給します。

高齢者向け給付金は、お一人につき3万円です(支給は1回です)。

支給対象者は、平成27年度臨時福祉給付金(6千円)の支給対象者のうち、平成28年度中に65歳以上になる方です(ただし、生活保護の受給者である方などは除きます。図表1・2)。

支給対象となるかどうかは、31ページの支給対象者診断チャート(図表3)を参照してください。

高齢者向け給付金を受け取るためには、申請



が必要で、申請方法は、32ページの図表4を参照してください。

申請先は、平成27年1月1日時点でお住まいの市町村です。同年1月2日以降に、市町村の区域を越えて引っ越した場合、申請先が現在お住まいの市町村とは異なりますので、ご注意ください。

申請受付期間や申請書の入手方法は各市町村によって異なるため、注意が必要です。また、支給対象者は個人単位となりますが、市町村によっては夫婦などがまとめて申請することも可能ですので、具体的な申請方法は申請先の市町村の窓口にお問い合わせください。

図表1 高齢者向け給付金の支給要件

- 支給対象者**
平成27年度臨時福祉給付金(6千円)の支給対象者※に該当する方のうち、平成29年3月31日までに65歳以上になる方です(昭和27年4月1日以前に生まれた方)。ただし、生活保護の受給者である方などは除きます。
- 支給額**
・1人につき3万円。
※平成27年度臨時福祉給付金の支給対象者とは、平成27年度分の住民税が課税されていない方です。ただし、住民税において、課税者の扶養親族になっている方は除きます。

図表2 住民税が課税されない所得水準の目安(非課税限度額)

(65歳以上の公的年金等受給者)

区分	非課税限度額※(年金収入ベース)
単身	155万円
配偶者を扶養している場合	211万円

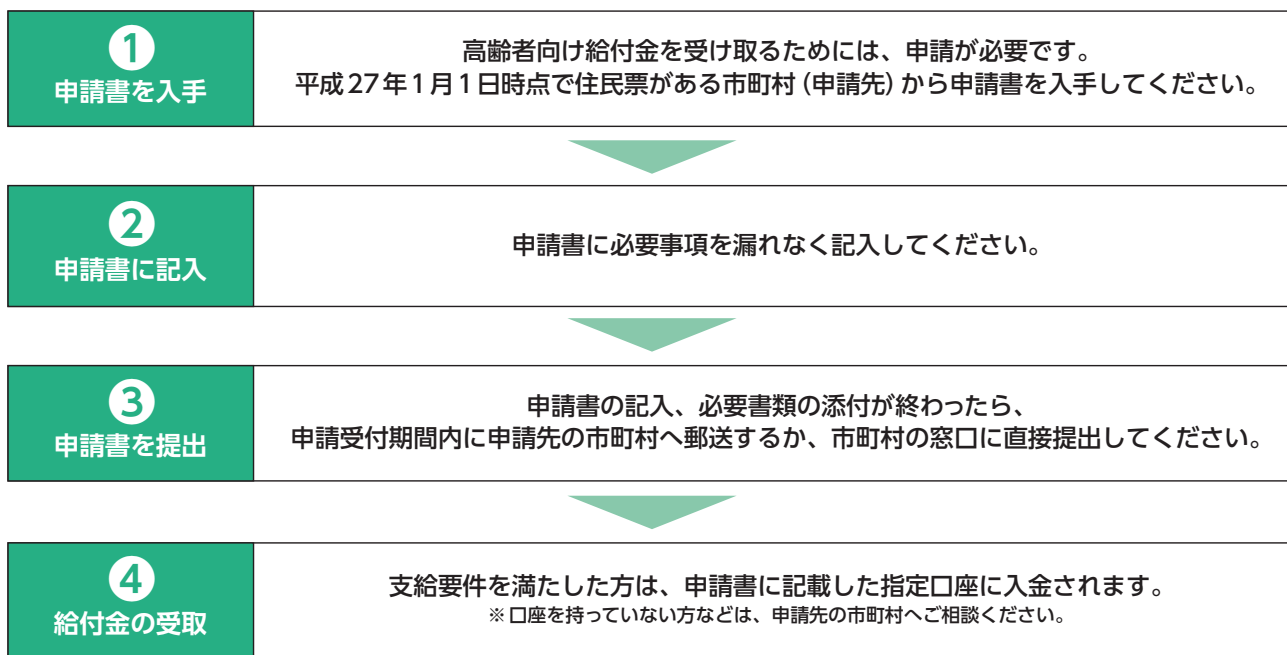
※東京都23区等の場合

- Q 年金を受給していなくても、今回の給付金の支給対象者になりますか?
A 支給対象者になります。年金を受給しているか否かは問いません。
- Q 平成27年度臨時福祉給付金の支給対象者に該当しますが、実際には受給していません。今回の給付金の支給対象者になりますか?
A 支給対象者になります。平成27年度臨時福祉給付金を実際に受給したか否かは問いません。
- Q 平成27年1月2日以降に引っ越した場合の給付金の申請先はどこですか?
A 平成27年1月1日時点で住民票がある市町村になります。給付金は申請先の市町村から支給されます。
※平成27年1月2日以降に市町村の区域を越えて引っ越した場合は、申請先が現在お住まいの市町村と異なりますので、ご注意ください。

図表4 高齢者向け給付金の申請方法

- 高齢者向け給付金を受け取るためには、市町村へ申請が必要です。
- 申請先は、平成27年1月1日時点で住民票がある市町村です。
(平成27年から現在まで引越をしていなければ、基本的に現在お住まいの市町村が申請先になります)
- 申請受付期間や申請書の入手方法は、各市町村によって異なります。
- 詳細は、各市町村からの広報や厚生労働省の特設ホームページ
〔カクニンジャ〕で検索)をご確認ください。

申請方法例(下記の方法は一例です。詳細は各市町村へご確認ください)



お問い合わせ先

厚生労働省給付金専用ダイヤル

オー！みないいぎゅうふ

0570-037-192

9～18時(平日のみ。ただし、4月1日～7月31日は土日祝も開設)

■IP電話からおかけの場合：03-6627-1290 / 06-7731-2370

■FAXでお問い合わせの場合：06-6645-6278

または「申請先の市町村」へお問い合わせください。

ホームページ

カクニンジャ

検索



「高齢者向け給付金」を装う

“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

市町村や厚生労働省などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市町村や警察署(または警察相談専用電話(#9110))にご連絡ください。